

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第2項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年6月27日
【会社名】	YKK株式会社
【英訳名】	YKK Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 松 嶋 耕 一
【最高財務責任者の役職氏名】	取締役副社長 本 田 聡
【本店の所在の場所】	東京都千代田区神田和泉町1番地
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

## 1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長松嶋耕一及び取締役副社長本田聡は、当社、連結子会社及び持分法適用会社（以下「当社グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂について（意見書）」（企業会計審議会）に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、当社グループの財務報告における記載内容の適正性を担保するとともに、その信頼性を確保しております。

なお、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合や当初設定していなかった組織内外の環境の変化や非定型な取引等には必ずしも対応しない場合等があり、固有の限界を有するため、その目的達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見できない可能性があります。

## 2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、2025年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。

当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社、連結子会社及び持分法適用会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定いたしました。

財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響並びにその発生可能性を考慮して決定しており、当社及び連結子会社60社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定しました。なお、連結子会社55社及び持分法適用会社2社については金額的及び質的重要性の観点から僅少であると判断し、全社的な内部統制の評価範囲に含めておりません。

当社グループは、主としてファスニング製品の製造・販売、建材の製造・販売、カーテンウォール、窓、サッシ等の工事等の事業を行っているため、重要な事業拠点の選定に際して、事業規模を測る指標として、売上高（連結会社間取引消去後）が適切と判断し、当該指標を用いております。当連結会計年度の事業計画における売上高（連結会社間取引消去後）のおおむね3分の2以上を基準として、質的・量的重要性を踏まえて総合的に判断した16事業拠点を「重要な事業拠点」としました。なお、当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）をもって再検討し、当該評価範囲が適切であることを確認しております。

選定した重要な事業拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として、当社グループの事業内容を踏まえ、売上高、売掛金及び棚卸資産に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

さらに、選定した重要な事業拠点にかかわらず、それ以外の事業拠点を含めた範囲について、重要な虚偽記載の発生可能性が高く、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスやリスクが大きい取引を行っている事業又は業務に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして、「棚卸資産低価法」「貸倒引当金」「退職給付引当金」「税効果会計」等を評価対象に追加しております。

## 3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、2025年3月31日時点において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

## 4【付記事項】

財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす後発事象等はありません。

## 5【特記事項】

特記すべき事項はありません。